

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件

2022年8月12日

一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的

金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則について、2020年7月1日付で当該規則の一部改正が施行されたところです。

その中で、第5条第1項には「内部管理担当役員は、会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する取締役、執行役又は執行役員でなければならない。」と規定しているが、会員より、組織上、取締役に該当する者を配置していないため、同等の者で対応したいとの相談があり、本協会として資格要件の見直しを行い、今回、規則の一部を改正を行います。

2. 方法等

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部を改正します。

3. 改正案の説明

資料の新旧対照表のとおり一部改正を行います。

4. 審議の経過・今後の日程感等

年月日	内容	備考
2022年8月10日	自主規制部会	書面開催
8月12日～26日	パブリックコメントの募集	HPへ掲載
9月12日	自主規制委員会	書面開催
9月26日	理事会 規則改正を決定、全会員へ理事会結果を通知	書面開催

5. 意見等の募集について

改正案については、投資者保護等に関係する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

改正案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2022年8月12日から2022年8月26日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一部改正が決定した後、当該改正規則の公表と併せて一般ホームページに掲載します。

6. 規則等施行後の取組状況の確認等

特になし。

7. その他

特になし。

以 上